

○福岡県警察情報システム監査実施要領の制定について（通達）

平成23年6月30日

福岡県警察本部内訓第12号

本部長

この度、福岡県警察情報管理システム監査実施要領の制定について（平成2年福岡県警察本部内訓第14号）の全部を下記のとおり改正し、7月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号）第7条及び福岡県警察における警察情報管理システム運営に関する訓令（平成23年福岡県警察本部訓令第10号）第11条第2項の規定に基づき、福岡県警察が行う監査に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 職員 福岡県警察の職員をいう。
- (2) 所属 福岡県警察本部（以下「本部」という。）の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (3) 所属長 所属の長をいう。

3 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

4 通常監査

(1) 通常監査の実施

総務部長は、所属に対し、毎会計年度、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティ並びに警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

(2) 通常監査の実施計画

ア 総務部長は、会計年度ごとに、当該年度における通常監査の実施計画を定め、警察

本部長（以下「本部長」という。）の承認を得るものとする。

イ アの実施計画には、通常監査の対象となる所属、監査重点項目、実施要領及び実施時期を含むものとする。

### (3) 監査官等の指定

ア 総務部長は、通常監査の対象となる所属における実地調査を行わせるため、本部の所属の警視以上の階級（同相当職を含む。）にある職員のうちから、当該所属の属する部の長と協議の上、監査官を指定するものとする。

イ 総務部長は、アの監査官の職務を補佐させるため、本部の所属の職員のうちから監査補佐官を指定することができる。

### (4) 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、実地調査を実施するため必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

### (5) 総務部長への報告

監査官は、実地調査を終了したときは、意見を付してその結果を速やかに総務部長に報告しなければならない。

### (6) 改善を求める事項等の指示

総務部長は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属の長に指示するものとする。この場合において、総務部長は、通常監査の対象とならなかった所属においても同種の課題若しくは問題点がある可能性が高いと判断した場合又は緊急に同種の課題若しくは問題点があることを確認する必要があると判断した場合は、通常監査の対象とならなかった所属の長に対しても、同種の課題又は問題点の有無を確認するように指示するものとする。

### (7) 所属長の執るべき措置

ア (6)の前段の規定による指示を受けた所属長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果を総務部長に報告しなければならない。ただし、速やかな措置が困難な事項については、その影響を低減させるための補完的な措置を検討した上で改善計画を策定し、当該改善計画を総務部長に報告しなければならない。

イ (6)の後段の規定による指示を受けた所属長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果を総務部長に報告するものとする。

(8) 本部長への報告

総務部長は、実地調査の結果及び(6)の規定により所属長に指示した事項並びに(7)の規定により所属長が執った措置について、本部長に報告するものとする。

5 特別監査

(1) 特別監査の実施

総務部長は、特に必要があると認めるときは、特別監査の対象となる所属、監査重点項目、実施要領及び実施時期を定め、本部長の承認を得て特別監査を実施するものとする。

(2) 通常監査に関する規定の準用

4の(3)から(8)までの規定は、特別監査について準用する。